

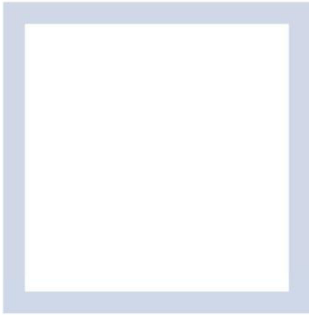
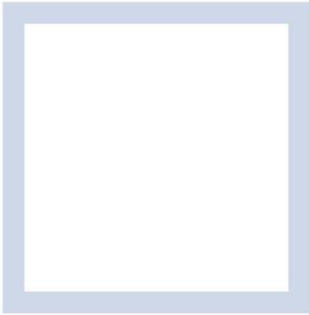
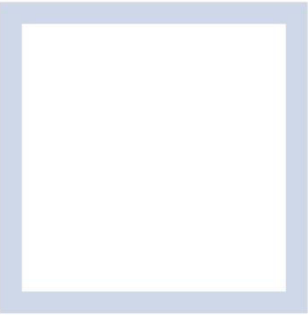
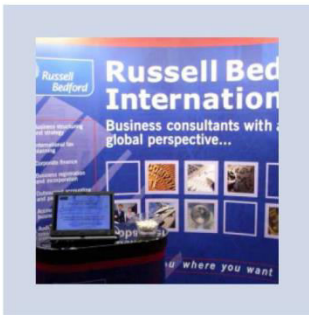
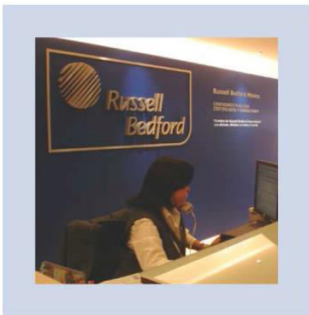
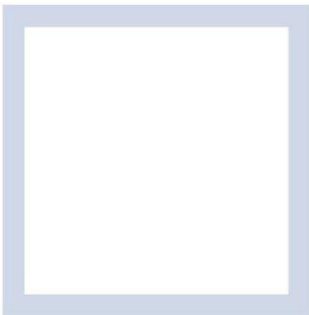
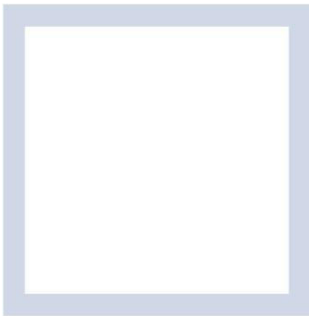
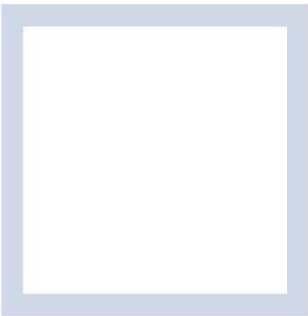


KTC SCS AUDIT

Member of Russell Bedford International -  
with affiliated offices worldwide

# NEWSLETTER

2015年8月16日発行



## 目次

頁

輸出加工企業（EPEs）の過剰な材料について、輸入税及び VAT へ非対象 2015 年 7 月 24 日付 Official Letter No. 6790/TCHQ-TXNK（General Department of Customs）	1
地理的優遇条件に合致する企業への法人税（CIT）の方針 2015 年 8 月 11 日付 Official Letter No.3218/TCT-CS（General Department of Tax）	1
免税となる資産、ギフトに対する新規制 2015 年 8 月 4 日付 Decision No. 31/2015/QD-TTg（Prime Minister）	1
税務調査に対する要請 2015 年 8 月 16 日付 Decision No.1276/QĐ-TCT（General Department of Tax）	1
税務監査手続 2015 年 7 月 28 日付 Decision No.1404/QĐ-TCT（General Department of Tax）	2
売手の請求書の紛失に対する処置 2015 年 8 月 10 日付 Official Letter No.3195/TCT-CS（General Department of Tax）	2
請求書の新審査手続 2015 年 7 月 28 日付 Decision No.1403/QĐ-TCT（General Department of Tax）	2
失業保険に関する新規ガイダンス 2015 年 7 月 31 日付 Circular No.28/2015/TT-BLĐTBXH（Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs）	3
33 商業銀行に対して不動産プロジェクトの保証許可 ベトナム・ドンの切下げ	3

## 輸出加工企業（EPEs）の過剰な材料が、輸入税及び VAT に対して非対象

2015年7月24日、税関総局（「GDC」）は、倉庫に有り、国内消費向けではない EPEs の過剰な材料に関する税務上のオフィシャルレター6790/TCHQTXNK を発行した。

これによれば、Decree 87/2010/NDCP に従い、過剰な材料は、輸入税の対象とならない。そして、Article 5 of VAT Law No. 13/2008/QH12 の規制の通り、VAT の対象とならない。従って、この材料について税関当局より当然として税を追求される可能性もない。

仮に国内に材料を売却したり、税務不正を犯すような企業の場合、材料への税金が現法に従い課せられることとなる。

## 地理的優遇条件に合致する企業への法人税（CIT）の方針

2015年8月11日、税務総局（「GDT」）は、地理的優遇条件を満たす企業のための CIT 政策上の Official Letter No. 3218/TCT-CS を発行した。

これによれば、2014年以降に首相の決定の下で設立され、工業団地での生産を持つ地理的優遇のため CIT 上の優遇措置に有る企業の場合、優遇地域においてその生産から得られる全ての所得は、税制優遇措置の資格がある。但し、資本譲渡、不動産譲渡、ミネラルの開拓、Point 3, Article 18, Chapter VI of Circular No. 78/2014/TT-BTC dated 18 June 2014 of the Ministry of Finance で規定される特別消費税の対象となるサービスを除く。

## 免税となる資産、ギフトに対する新規制

2015年8月4日、首相は、荷物、動産、ギフト、免税適用となるサンプル、免税

および非課税と考慮されるものに関する Decision No. 31/2015/QD-TTg を発行した。

- 外国機関/個人からベトナム組織へのギフト。ベトナムの組織/個人から外国機関によって与えられた VND30,000,000 以下のものは、輸出及び輸入税免除の資格を得て、VAT の対象とならない。ギフトが寄付や慈善目的のためであれば、その価値が上記の金額を越えようとも、それら全ての金額に対して、輸入税からの免税となり、税務上非課税及び VAT の対象とならない。
- ベトナムで永住権を付与されており、居住者として海外に住んでいるベトナム人の市民は、ベトナムに輸入された1つの中古車の輸入税を免除するものとする。

本政令は、2015年10月1日から有効である。

## 税務調査に対する要請

2015年7月16日、GDT は、潜在的な供託金を要請する場合には、納税者の事務所にて調査/審査の書類に署名前する前に決済手続をすることに関する Decision 1276/QĐ-TCT を発行した。これによれば、以下のケースに該当すると供託金の要請となる。

- 法規制が存在しない曖昧な領域に対して、検査官の判断による。政令や通達など法的に同等であるが、同様の問題に関して異なる規制がなされる
- 納税者が法的書類に関する税務官からの意見に異なる理解をもつ。納税者が税務当局により適用される法的基礎に合意しない。
- 納税者が税務書類に署名をしない。税務の行政処分の決定に従わない
- 当局に未回答のレターを持つ納税者
- 検査/審査対象が、当局の調査下にある
- 検査官トップの判断下のその他のケース

## 税務監査手続

2015年7月28日、GDTは税務監査手続に関する Decision 1404/QD-TCT を発行した。とりわけ以下のものである。

- 納税者及び税務部門の担当者は、調査への承認の発行日から 30 営業日以内に税務調査の通知を受け取る。
- 納税者は、次のケースの場合に抜き打ちの税務調査の対象となる可能性がある。
  - ✓ 税/法律違反の疑い
  - ✓ 税務訴訟の和解
  - ✓ 会社分割、合併、統合、解散、倒産、法規制下での株式会社化
- 納税者は、監査決定の発行後に税務調査を延期することを要求することができる。税務当局は、このような要求を受けた日から 5 日以内に、要求の受諾または拒否を通知しなければならない。
- 納税者が税務調査の議事録に署名していない場合、税務当局は、調査書類の日から 5 日以内に、納税者へ通知する必要がある。納税者は、調査書類の日から 30 営業日以内に、署名に失敗した場合、税務当局は、税務調査の書類を公知する必要がある。

本決定は、2015年7月28日より有効となり、Decisions No. 74/QD-TCT, 1116/QD-TCT 及び 1895/QD-TCT と置換される。

## 売手の請求書の紛失に対する処置

2015年8月10日、GDTは、売手の請求書の紛失に対する処置に関する Official letter 3195/ TCT-CS を発行した。

これにより、請求書の2つのコピー（クライアントのコピー）を損失又は損傷の場合には Clause 4, Article 11, Circular 10/2014/TT-BTC により、VND10Milion から 20Milion のペナルティが課せられる。一方、請求書のコピー1 つまたは 3 つ（売手のコピー）が損失又は損傷した場合は、会計法 Clause 1, Article 12, Decree 105/2013/ND-CP に従い、VND500,000 から 1,000,000 の罰金が課せられる。

## 請求書の新審査手続

2015年7月28日に、GDTは、請求書審査手続に関する Decision No. 1403/QD-TCT を発行した。新しいポイントの数は、以下の通りである。

- 審査対象となる組織/個人への請求書審査の決定通知の期限が、決定の税務当局の署名の日から 3 営業日から 5 営業日へと延長
- 請求書の作成、印刷、発行、管理、使用に関して無違反であることを証明するため組織/個人が行う期限については、審査結果を受けた日から 5 営業日から 3 営業日へと削減される
- ファイリング期間の変更
  - ✓ 請求書の印刷、発行、管理及び使用に関する報告の審査のファイルは、審査終了日から 15 年間保管される
  - ✓ 税務当局の報告書サマリーは、報告年度から 15 年間保管される

本決定は、2015年7月28日より有効となり、2011年の Decision 381/QD-TCT と置換される。

## 失業保険に関する新規ガイダンス

2015年7月31日、Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs は、失業保険（”UI”）の詳細をガイダンスする Circular 28/2015/TTBLĐTBXH を発行した。新しいポイントは、次のとおりである。

- 従業員が複数の労働契約に従事し、最初の契約の満了後 30 日以内に、最初に署名した契約に基づいて UI を支払った場合は、次の雇用主は、失業保険の義務を負う。
- 月の失業手当は、UI に関する義務をその期間内に満たした場合、失業前の 6 ヶ月連続の平均給与の 60% に等しい。
- 月の失業手当は、国の給与システムを対象とした従業員の基本給 5 倍を超えないものとする。5 倍の最小額地域給与は彼らの雇用者の給与システムを対象とした従業員の労働契約の終了時の労働法で規定される。

本通達は、2015年9月15日から有効で、この規制は2015年1月1日から適用可能である。

## 33 商業銀行に対して不動産プロジェクトの保証許可

国会による 2014 年 11 月 25 日付けの不動産取引法において、オフプラン不動産の売却やファイナンスリースの前に、投資家の金融債務が、クライアントに不動産を引き渡すことに対して投資家に障害が発生した場合、有力な商業銀行によって保証されなければならない。

2015 年 8 月 12 日にベトナム国家銀行により 33 の有能な銀行のリストが発行された。これには、24 の国内銀行と 9 の外国合弁銀行を含むが、Sacombank、VIB、及び EXIMbank のようないくつかの大規模な銀行はのっていない。

### ベトナム・ドンの切下げ

2015 年 8 月 19 日の午前、ベトナム国家銀行は、米ドルに対して 1%ベトナム・ドン（「ドン」）を切り下げ、取引幅を 2%から 3%に広げた。これは、2015 年始まって以来 3 度目の調整となる。2015 年 2015 年 1 月 1 日から、ベトナム・ドンは 3%切り下げられ、取引幅が 1%から 3%に拡大したことになる。

## 免責事項

本ニュースレターは、要約形式の情報が含まれているため、一般的なガイダンスを想定しております。より詳細な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。参照は、適切なアドバイザーになされ、KTC SCSは、本記載事項で引き起こされるいかなる人物の行動による損失に関して、一切の責任を負いかねます。

KTC SCSは、ヨーロッパ、南北アメリカ、中東、アフリカ、インド亜大陸、アジアの90カ国以上で、460名のパートナー、5,000名のスタッフと200のオフィスに代表されるラッセルベッドフォード・インターナショナル([www.russellbedford.com](http://www.russellbedford.com))のメンバーであります。

KTC SCSはお客様に高品質のサービスを提供するプロフェッショナル・ファームです。我々はクライアントに対する事業上の問題への実践的且つ費用対効果の高いソリューションという付加価値の高いサービスに注力しています。また、品質管理は我々を差別化するビジネスで最も重要なプロセスです。

KTC SCSは、（ローカル及びインターナショナル）公認会計士、様々な業界で働くことに豊富な経験を持つ会計及びファイナンスの博士、MBA保持者などの資格ある専門家のチームによって構成されている。人財こそ、我々の最も重要な成功要因です。

## お問い合わせ

### ハノイ事務所

Pham Duy Hung  
[hung.duy.pham@ktcvietnam.com](mailto:hung.duy.pham@ktcvietnam.com)

Do Thuy Linh  
[linh.thuy.do@ktcvietnam.com](mailto:linh.thuy.do@ktcvietnam.com)

Nguyen Cam Chi  
[chi.cam.nguyen@ktcvietnam.com](mailto:chi.cam.nguyen@ktcvietnam.com)

Level 4, GP Invest Building, 170 LaThanh Street,  
Dong Da District, Hanoi, Vietnam  
Tel:+84-4-6277 6386  
Fax: +84-4-6277 6376

### ホーチミン事務所

Thai Van Anh  
[van.anh.thai@ktcvietnam.com](mailto:van.anh.thai@ktcvietnam.com)

Le Quang Hai  
[hai.quang.le@ktcvietnam.com](mailto:hai.quang.le@ktcvietnam.com)

Level 4, 162B Dien Bien Phu, Ward 6,  
District 3, Ho Chi Minh City, Vietnam  
Tel:+84-8-6290 9980  
Fax: +84-8-6290 9981

本ニュースレターにおける記載事項の詳細な情報に関しては、ウェブサイト [www.ktcvietnam.com](http://www.ktcvietnam.com) を参照するか、[hanoi@ktcvietnam.com](mailto:hanoi@ktcvietnam.com) にご連絡頂けると幸いです。

